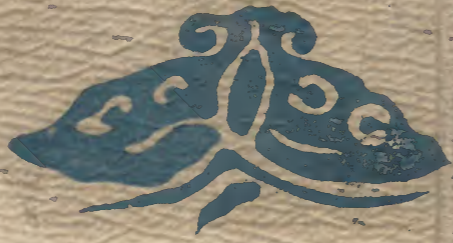


草月

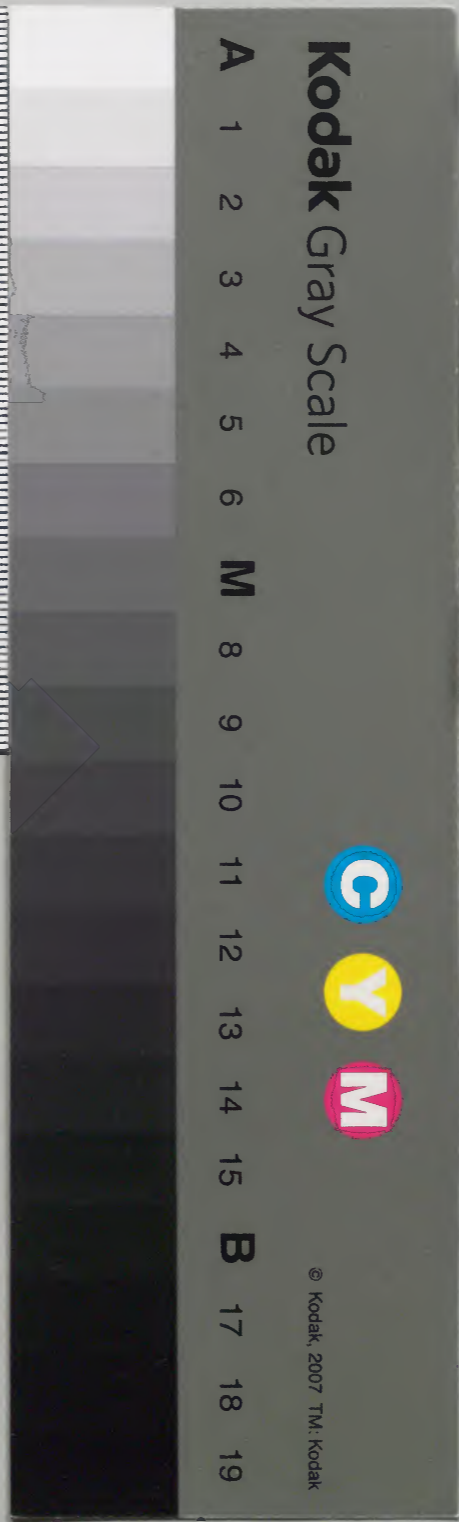


四十一

内閣文庫			
函	冊	號	類
一	一	〇	和
一	〇	〇	書
一	〇	〇	類

(四十一)

内閣文庫	
番號	和 28420
冊數	100 (41)
函號	211 300





明治十二年

源氏物語卷之四十一 正徳



源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

源氏物語の終

鳥帽子

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰

秀吉公曰



日石燈臺法長姓法

池田記法恒利

百合名

鹿の草紙

香良洲の法前

階記大衆

信長法日

廣知法海の巻

大細漁者の杖君

人形とてかむ心か

尾城寺の長大宮

赤野と改来文

田原巻をの巻は根

志波浦の巻事

知多郡久木村法工

和字一巻巻花の摘樹

雷樞

秀吉始名

違令別式

惣田浦人の信法

切動入巻巻の巻

可成巻巻巻の製

浄土宗巻巻の始

本山左入道の連分

古本巻巻の巻

あし巻巻の巻

あし巻巻

長部より巻巻の巻

身福巻巻の巻

小國の巻巻

角ありこ巻犬

巻巻巻の巻

我國巻巻の音

廻巻巻の巻

て巻巻巻

後、源氏の由法後、
作の画之の故に其持ことら
或よと程方して物野を
津と申すことあやう
乃幸と申すことあやう
く、く、く、く、く、く、
ま、い、い、い、い、い、い、

○ 烏帽子の唐の烏紗帽の夏漆紙にて制らるる

唐の風

長岡為唐より一妖巫之有り
えほりてをい、助法と人
た、た、た、た、た、た、

○ 璽 音同 罟破而未離之名也

此倭俗の云亦 文音 比 此 同

○ 秀吉公曰我尾州の民間
知、知、知、知、知、知、
く、く、く、く、く、く、
西のト女、女、女、女、
そ、そ、そ、そ、そ、そ、

透りもすくても飛りくもる亦ちりやう神の
うへうへふとてそい法美志を感して我を懐
懐きもすい法美志のあはれえく信長より筆を
ゆへに梅おとる白一見所へ寄つけ共より九州
より一書懸毛利と對傳き一信長公の愛を告
ぐる有毛利のうへと告て主君の法美志我し惟
任を七一宗野より公の法美志をのりめ終て法
法美志をのりめ終て法美志をのりめ終て
と我か我の真加しに思ひ法美志をのりめ終て
民より民姓より一宗野の成のゆへに法美志の
種子大臣の法美志をのりめ終て法美志をのりめ終て

本より筆を

さしつゝいも事ごとく道衛より其法美志の
より九条禪定為下 極意 中より極意に何事も
かゝるより長考の事より法美志をのりめ終て
信長より信長より信長より信長より信長より
乃ちより事ごとく信長より信長より信長より
よ希一近衛為九条為を大徳寺に法美志を
法美志より法美志の法美志より法美志の法美志
謙九条より大徳寺真影意亮の法美志より法美志の法美志
おのりめ三代の名は法美志より法美志より法美志
と法美志より法美志より法美志より法美志より法美志
左様と身より法美志より法美志より法美志より法美志
より法美志より法美志より法美志より法美志より法美志

祀才つし作れ休んて菊亭大臣の後して上奏
乃く盡臣朝臣と云新姓を勅許有る秀吉聞
白宣下りてを移定爲下りて曰此職は使の補
すきいも此より必氏社のは四訓もあつりまも此き
と作れ休り果して秀吉公頼朝にきし近衛爲
藤平河防津兼平爲を信濃由く死後あり
其と法女つ壹爲女孫を派古きをのりこを例
しきまの也建仁寺十如院にて永隆和尙

道よりて車いあて大臣をのりか
前より乃清と頼朝ともは能の事とに止し
秀吉一世ともあは秀吉が亡し其知息を河原若の

いし休むことあきしれ彼植通
正しき法よりいせあきし中へ信長公上洛
とていめ向たり人も頼朝とていりていんあひし
此より果しし新勿い上洛爲りい法をていし
中して帰るをいん信長公のいりて九条爲を
新し礼いそに本よりいりて後立なりいれを
公をりいりいりいりいり一命をきりいり
和をを新しりいりいりいりいりいりいり
中していりいりいりいりいりいりいり

○ 信長公義昭公を帰洛せしり本國より下向のには
三好一揆義昭公のいりいりいりいりいりいり

の細一糸を織糸尾を直せりといふありぬ塩魚をある
つぎつぎのつぎに神代幣帛の紙に抄録
校家と納め海濱の法抄に抄録あり直せりといふ
歳末維也を直せりといふありぬ

○ 樽川親元日記 今川家日記 以上二書は若狭家
乃庵より

當家紀年録八卷 林直也 關原行実録 延宝二年依福
系氏需也之

關原合戦始末記 關原二重 依酒井清波と求
函之共林家作

右の外慶長日記實永為中日記也長元日記關
赤兵衛北本在也の作也といふ世の杜撰虚説は因
しかりん詳ぬありといふは長元路表説なり

○ 石川伯耆守数正後に出るも古稱と稱せり秀吉

諱の字を初りりといふ

○ 上杉謙信の古状と減田屋法と為りといふ信長の
事也當時其國を一糸を直せりといふ他國より其の
守り控てす也

○ 四所神鏡

伊勢太神宮 八咫鏡

紀伊國名草宮 日前宮白
銅鏡也
万葉に召大追牛之鏡とて万曾美乃加と美し
刺とてその実い真清のかりとていふなり

大和國穴師宮 御食津鏡 朝廷 内侍牙鏡

○ 四所神劍

尾張國熱田宮 草薙劍

大和國布留宮 部部靈劍 備前國石上宮 地產正劍
朝廷 新宝劍

八咫瓊曲玉を共一所として、新座の神皇也。是必後
まゝの也。然前宗像字の法体也。八咫瓊を也。是必
と。是も神皇也。是も亦只此の傳あり。

○ 葬礼を其の代に於て我國に於て
風俗を以て亦得を言ふ。三位以上の墓の成り
み。その下に樹を植ふる。其の代に於て我國に於て

○ 我國古くは墳墓に石人石馬石馬を四面に周匝し
作りし。其後國土に於て是若君盤井の墓の事記
き。亦よつと。たに及び盤井の繼侍帝の時暴虐の
叛令あり。

○ 禁秘抄云く大將の事あり。藤人作を記して

一 所底濱に弓箭を帯し。ありて。所く。是物を
射りて陣列を成り。式あり。大進物。此物を射
射法也。俗事。下野國志。浪野の狐を狩んと。射
習ひ。初。尤附也。

○ 日存記十九田戸秘記曰。案。反名本作田部之也。
亦秘記田使。其の事あり。亦曰
抄。民をタミと訓じ。田部の音便也。亦曰
皇華使。私記作皇都。抄。ミヤコツカヒ。是也。
亦曰。新座の秘傳也。

○ 禁秘抄曰。太上天皇尊号辞表。如臣下云。
謹按。讓位乃後新帝。其の事あり。其の事あり。其の事あり。
時。院法。禊退の法事あり。其の事あり。其の事あり。
其の事あり。其の事あり。其の事あり。其の事あり。其の事あり。

一水を笑ゆりて、
父をさるいせり、
一水

○三儀一統大双子に、
名あり、伊勢系國と、
亦武系も、
一水

○左丸の鶴丸の、
一水

○庚寅の秋、
一水

位男侍、
一水

より、
一水

從五位下 成瀬 年人 正藤原 正輝

式、
一水

拱政前左大臣從一位家熙

此位男侍の時、
一水

相

の左位ハ先官次ニ位或ハ位の官より言く亦位の官より
早きハ先ニ位階を著して次ニ官を著す人 年人
正五相出正六位下の官より一 飛騨守ハ下國其守ハ從
六位下相出正五位下 叙すハ先位階を著して次ニ
官を著す人

從五位下行飛騨守

少氏伊豫守河上國より從五位下相出の位階也
是を記す

伊予守從五位下 駿河守從五位下

少氏相出の位階ハ行守の字也
凡そ位階著すの時に少氏を記す人

從二位行權大納言藤原朝臣致季

亦稱少氏の時に位階を著す人

西園寺權大納言藤原致季

武尊少氏の時に少氏を記す人

從五位下行年人正藤原朝臣正輝

位署書

伊豫守從五位下穗積朝臣重長

亦稱少氏の時に

成瀬年人正藤原正輝

鈴木伊豫守穗積重長

少氏位署著す稱少氏を記す人

成瀬 從五位下年人正

亦稱少氏の時に位階を著す人

彼道前揚宗和尙乃其甚像を愛く石櫃の内に
白骨一具あり亦古刀一柄朽のころし領之にもたは
命して元のころ埋て往つれどもん 此後百合花
を渡海公の
三男參後守命二鳥養と稱せし人なりと
此れをも授けり古きをえいしん 百合花の如く
万壽より郷の舊く沈く一松奇を建て香山
万壽より早人百合花り軒巨お府を及同次ぬり
塚りてお府村あり言サニ三たると百た者あり
と一府を縁九らり州の舊く知尾村より出ると
いと程よき像を産すといふ凡百合花乃事
九國風子の説りて若し其人とて安んじは
古北冥流所見なきもや上野國妙義山に百合花

- 乃存をりころもいづり浦島つるの舟は風生に
入るを信濃國寢元よりいふ
- 諸國志海浦流海公のりをいふ海と水府より入
玉を取し其事を傳ふ是亦正史より猿丸大史り在
記も國より大和を江美流下野亦の如く水野小
所流記に諸國も有てはさう如く及
- 世説 俗 虎茶少くして宣の日茶作の如く諸人按て
少俄國着野太秦茶作の像に古和字に甲寅六月
丙申寅日安をいふ日寺に安んじ入内丹を
して宣の日を用ひ奉侍る也
- 展南知ぬ日水在久米村に流すありそのを祖

を江大津より近衛に送り海に位於政務を封
し侍侍清工と稱して金控筆をこころしり殿を
乃木子掛筆後所をたんと事成りて清工殿は
子孫をこころし其傳記詳を筆してこころし
後よりを由未所き物として更作のこころし
をこころし先日府下の清工北野系官符清工を綴り
尾州依の内他の清工と業をこころしり能く
おこころし久米村清工のこころし許して清工を
おこころし人

按ずるに彰政務を封するの公然たる事跡を
おぼえにてもは事おこころし若の傳記をたて侍の田

原を百足を封して野を系禁たして
怪を封して原有と因らして是亦其傳記
おこころし

○伊勢國壹志郡矢野とある所の香良洲の法衣僧
傳を紀州粟島の神と因らして原を封しては
少彦の神とては人頃日ある所の天津雅如日
井氏修造幼縁をたてし天津雅如日
靈をこころして欽明天皇の時壹志直青木より人
を封しては國活田長峽の國よりお摩志呼流
可美國領地のこころし大因の中太伴
の文守をたては徳の中尾張の女良媛をたて洲

少別入てまゝの年をまゝに大矢を海の上
り立てて後の契つを約せしむる香良海矢の野と
りて始りしむるまゝに亦世々の神名式所記
須互那社を即香良洲の津前のまゝにすれども按
ずるにかゝ及のけ前して照を神のいふことと
より雅日靈もて照を神の妹といふことと
を後人傳ふの誤をまゝにや矢野王のまゝに
とあり玉葉集
名野の神心かゝるに河内と社創傳記に
國史實錄にもたゞはるるあり伊勢風土記
故ちしてまゝに及らばとて取らるるにや

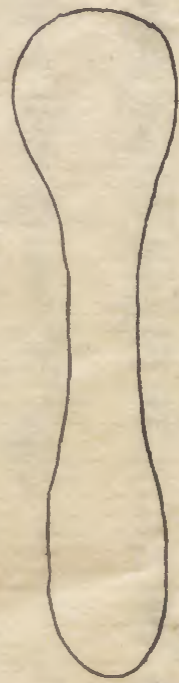
たゞのまゝにすれども

○ 外宮一のなる所の川のは橋の山とある橋を
実と名樹として安んずるもさるる傳へるに永
万えと五月女を右兵衛後西之位平重盛勅使
として奉向の時りし枝冠とありしとて伐り
りしとるに其の勅使と伐りしとて平重盛とて
て伐りしとるに其の勅使と伐りしとて平重盛とて

○ 階訳太来大方等日慈經院層尼品二曰若天無雨
取溝瀆中諸石淨計如龜甲中以兕兕之以騰波迦
樹葉裏此龜甲置龍池中即時大雨云々

○ 三河國碧海郡重原庄布村石鏡山新具禰也

の付物雷櫃あり長廿九寸九丁
むらりて法一才一丁
は物変展の時芽候弁才を其せし山崎杉乃
樹より落しりてたしと拾りて其國如左



○信長公より甲午五月廿七日生尾州如六角
高杉女実政の孝名吉法師存紋上羽蝶新波存の
信秀改竄紋前如軍義昭如相及川兩紋

○秀吉始高吉尾州萱津横笛山光明寺支院福所
孫子也傳云福好医術能治眼疾一旦勅治法疾上
賞之如便福有嗣子傳医術乃福官女於是還俗

福居中村郷福助云或曰官女已有妊後福
之秀吉幼時学筆墨知即萱津光明寺也門前三
島祠辺有榎樹傳曰秀吉遊此樹下長後不忘而
以木下為祢号今榎樹猶存右光の寺

○猿馬場越後山中右の路あり龍瀑名も端あり

乃其廣知法師の巻傍注曰廣知を奥州の人言野
山よのりんを欲ししと斗り龍水より其をた
生すりたるく実と堵乎たりといひ入定と四
百七十も全伴不懐しと云ふ事しと世磨の隠日光
山の其廣知宗を傳りし僧徳行兼傳かり其是
をいふ也一畝山より傳ふ大沙も支なり蓋し此

今見ゆる九百の巻をさすりしとき

○ 法曹家の名目と違令別式よりあり違令の別式より罪重し令と禁制あり律と罪重きものと違令より移或と制よりつらむの或より

○ 大綱を長サ三百粒十間度サ四十粒尾^{尾略三の浦}四十粒^{知あゆの浦と三十條一細の費用}凡と一細をもつて物艘の取子載て海中に累^{ハリツシ}放て漁人五七十名自船をあらりし漸く羅を弄して残りし人一條一漁者の材君の魚者^{たし金を}形中^{たし金を}と云く或いしをあげ是をのくはゆくの容をかん法漢の法を足ぬてと指揮をたす

○ 才也甲お武田家の軍士萩原常陸公の法を足て是をのりし軍中の指揮りしとき

○ 我摠田浦人の俗流と暴風と雨少をいへり巽の風をイサナと云ひ坤風をナラヒと云ひ凡風は國に於て方言ありと云ひる人に云ひは素もりの指し男いし

坤風をヒカタと云ひ巽をコチ風と云ふ

○ 人の家より遠うといふことしとの也矢草の初め吉川惟足紀少が後^{堀田}の事として八月廿五夜初夜とありしは^{堀田}の指ししと云ふとありし月と云はし

常の時を執事供一た方いん人をして懐中
狭しむ 懐中すむらうの衣のたの
後より執事を出は古法なり

○浄土宗器衣の始を鎌倉の法皇の用祀に主禪師
よ流りて後建治二年九月に英戒の時器衣を始
是より先後法皇に主を信じて法皇
の時衣をすまひ上人号を授けり
法皇器衣を授けて法皇の時香衣をすまひ
上人号を授けり

○さけ 等 山國ふあし 哉前人曰秋乃初也
海子何り 三國の浦 福井より
お里山 上り初て浄法河川
谷山と斗りて味淡し 字は中角よりなり

甚厚し 所て國あり 秋一國よりおろし水
上より人形橋の如き山あり 上より亦他也
下より一河も水も水澄み 流しつるも
圓い魚形して油多く味いし 此ありを山を
上りてたし 其友海中も信む 七月より
秋十里沖より 八九月より 末に秋より
多く流りてかやまの沖より 味也し 生たし
肉も
白く脰も他なり 此の 和字若し
○本山左を乃道惟久 和名國野
関山城 紹巴法師の門下なり
紹宅と号し 山野 笠者の連なり
公なり 乃月をこころめて ころり

氏をつきてて中し古法あり一以定法沙く應あす二
三内點聲義等のこ

吳漢音同異 反音 假借 直音 拗音

連声 四種連声 章声加他聲多声
自音成他音属自

四声六声十二声十四声十六声

形音義三同異

此類を三つて一て容易く讀經するといふ如法不
あはれ十二をいふ

左乃國点こころんくま字を四声恒音一は
展く修く恒点こころんくま字



是も亦四重乃清濁あり本清本濁新清新濁の
音をふつ亦漢音と吳音と平去反と

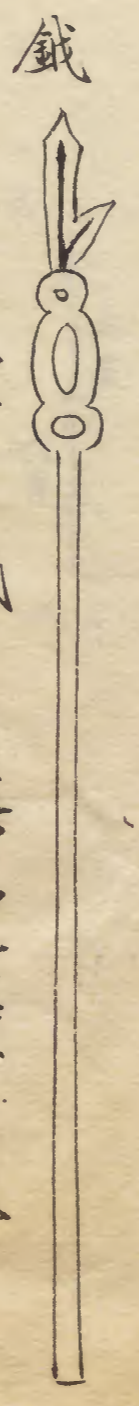
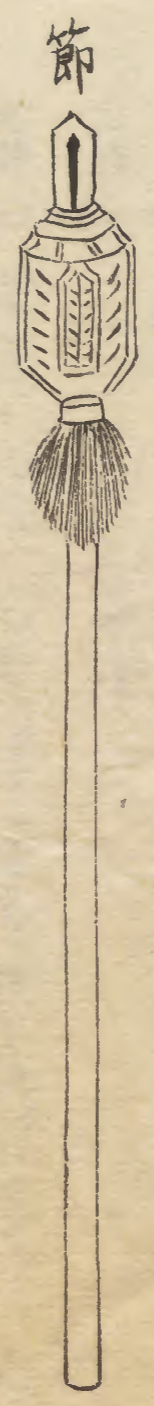
○吳音 東
○漢音 妙

此類をいふ亦不終也

○佛未釈古ハ西蕃乃波羅多伽兒國の人をいふ酒

送のフランスも此字ありん

○ 身印の辨は凡そ一柳堂としく録ありし一趙春
億國老の傳て曰陵王細方利を我國の樂しめて
其名傳りしといふも樂後終くそ節をんん豈知
らんや其節傳りて二百乃々のを好しといふ其の
一天音亦古しを感此のこころなり
其辨之使輦轎の前之圖乃しき儀杖あり



人をして同く此字をまてし

右二器を旅帳度とすし入置

○ 賣部より來る斗方 書翰 乃以封套 書翰を
字本無多人物を彩をしきりあり是ハ平生澄宏
より此器の用ふ所なり有官有位の者用ゆる事な
らざる也 朱子論

○ 東院天野外能太夫倫長より小人あり漢り其由也
矢野をあらりて假名もアノノとすも貞永成
目連署矢野外能太夫を散位ニ名給巨倫重とす
よてし

○ 或西南邦島福寺面白不背の玉を以て怪しむ
別し存抄ありなり曰古事ありし傳りん也



邦の遠く嘉慶二年南都七大寺庶徒確執の事
 ともありて金鏡より一冊編とて押しよめて校拂ひ
 するに法海公の法持本との法有くハ此人乃と龍
 高より求むるものなり。面光普賢の珠もは法持本に
 ありしなりは事ともハ中世の位とハ法持よりふたつ
 法持と云ふことと法持よりハ事と云ふ事とハ法持を
 法持の事と云ふ事とハ法持よりハ事と云ふ事とハ





